

(別記1)

ホープツーリズム拡大推進事業（キャンプ場を活用した誘客促進）
業務委託仕様書（案）及び企画提案要求項目

（企画提案要求項目箇所は下線）

1 委託業務の名称

ホープツーリズム拡大推進事業（キャンプ場を活用した誘客促進）

2 委託業務の目的

福島県浜通り地域等においては、首都圏からの近接性と海、山の恵まれた自然環境を活かした特色あるキャンプ場が多く点在している。

また、当地域は世界で類を見ない「複合災害（地震・津波・原子力災害）」を経験した唯一の場所であり、その複合災害の教訓等から「持続可能な社会・地域づくりを探究・創造する」福島オンリーワンの新しい学びの旅「ホープツーリズム」を体感できる場所である。

この自然環境とオンリーワンのプログラムを融合する事業として、キャンプ場としての魅力の磨き上げと積極的な発信を行うとともに、キャンプを切り口として、自然がもたらす怖さと恵み、そして未来に向けた行動へと誘う「ホープツーリズム」への誘導を図り、浜通り地域への誘客を促進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月15日まで

4 委託業務の内容

(1) 受入環境整備

ア コンサルティングの実施

浜通り地域等におけるキャンプ場の現状分析を行い、個々の特性、地域観光資源（食を含む。）との組み合わせによる新たな商品開発や、キャンプ場の魅力を高め、誘客につながる受入体制の整備（OTA登録も含む）に関する支援を、5施設以上に対して実施すること。

※令和6年度に本事業でコンサルティング支援したキャンプ場は別紙のとおり。

なお、企画提案に当たっては、浜通り地域全体の交流人口の拡大に資するよう、キャンプ場への誘客促進につなげるための手法やホープツーリズムを始めとした他事業との関連付けを具体的に提示すること。

(2) キャンプ場を活用したホープツーリズムへの誘導

ア キャンプ場を活用したモニター事業の実施

浜通り地域等のキャンプ場を活用し、ホープツーリズム関連コンテンツの

体験や、周辺地域の観光資源、地域住民との交流等を組み合わせたモニター事業を実施すること。

モニター参加者は、延べ15組以上確保すること。

また、モニター参加者へのアンケートを実施し、分析した上で、当該キャンプ場における受入体制の整備や誘客促進の検討につなげること。

モニター参加者のキャンプ場利用料及び事故対応のための国内旅行傷害保険の加入費用等については事業費で負担し、万全な安全対策を講じること。

なお、企画提案に当たっては、ホープツーリズムや周辺地域への興味関心につなげるための具体的な仕掛けを提示するとともに、交通費やレンタル料など、事業効果との関連性を示した上で事業費による負担の考え方を提示すること。

イ キャンプ場利用促進キャンペーンの実施

浜通り地域等のキャンプ場の利用を通じた当該地域への来訪及び周辺地域への周遊促進を図るため、魅力あるキャンペーンを展開すること。

キャンペーンの実施に当たっては、インセンティブの付与も可能とするが、金券等の付与を除き、地域事業者等との連携により地域周遊や地産地消の促進につながるようにすること。また、OTAサイトとも連携し、新規顧客やリピーターの獲得につながるようなキャンペーンを企画し、延べ25組以上の参加を目標とする。

なお、企画提案に当たっては、ターゲット設定やキャンペーンの内容、周知方法、運営方法について、具体的に提示すること。

(3) プロモーションの実施

ア メディアを活用した情報の発信

メディア等を活用し、浜通り地域等のキャンプ場の魅力を訴求する情報の発信を行うこと。情報発信に必要な画像等の素材については、事業費内で調達することを原則とすること。

また、WEBによる情報発信については、キャンプ愛好者が利用しているサイトを活用することを基本とするほか、県が指定する公式WEBサイトについても活用すること。公式WEBサイトについては県と協議の上、決定する。

なお、企画提案に当たっては、活用を想定しているWEBサイト名と、WEBサイトを活用した浜通りのキャンプ場の魅力を多くの利用者に認知してもらうための仕掛けについて、手法や実施時期を具体的に提示すること。

イ パンフレット制作

浜通りキャンプ場のブランド確立と面的な情報発信による誘客促進を図るため、浜通りのキャンプ場の魅力を紹介するパンフレットを制作すること。

浜通り地域等15市町村のキャンプ場を紹介するとともに、周辺のホープツーリズム関連施設や体験アクティビティのほか、観光施設や飲食店、お土産

等も併せて紹介する内容とすること。

パンフレットは 3,000 部製作し、浜通り地域のキャンプ場や観光施設等に配架すること。

なお、企画提案に当たっては、パンフレットの構成、ページ数、製作スケジュール等を具体的に提示すること。

(4) 次年度事業等戦略の提言

ア 中間報告

10月までに浜通り地域等のキャンプ場の現状について取りまとめ、今後取るべき具体的な方策について報告すること。

イ 最終報告

1年間の事業実施で判明した現状・課題をまとめた上で、浜通り地域等のキャンプ場を活用した地域への誘客の施策について提言すること。

(5) 関連事業との連携

浜通り全体での一体的な事業構築が必要であることから、別に示す「ホープツーリズム拡大推進事業」(注1参照)及び「ふくしま浜通りブルー・ツーリズム」(注2参照)との連携により、事業効果の最大化を図ること。

注1) ホープツーリズム拡大推進事業

浜通り地域への来訪者の呼び込みにつなげるため、ホープツーリズムとしての学びの旅(教育旅行や企業研修)にとらわれず、一般観光の楽しみによる誘客の促進や観光推進の基盤となる観光地づくりを目的とした事業。

注2) ふくしま浜通りブルー・ツーリズム推進事業

風評被害への対策として、ふくしま浜通りならではの海の魅力を高めるブルー・ツーリズムを推進し、国内外から浜通りへの観光誘客と観光客の定着を促進し、浜通り地域の活性化に資することを目的とした事業。

(6) SDGs の推進

本委託業務の実施に際しては、持続可能な開発目標(SDGs)の要素を踏まえること。

なお、企画提案に当たっては、SDGsとの関連性について具体的に提示すること。

5 成果品

- (1) 業務実績報告書(事業実施に関する経過、事業成果に対する分析・課題の記載、持続的な取組とするための手立ての記載等)

- (2) 製作したツール等一式（動画データ、制作資料等）
- (3) その他、別途担当者が指示するもの一式

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（様式第1：契約締結後速やかに）
 - ・統括責任者通知書（様式第2：契約締結後速やかに）
 - ・実施工程表（様式任意：契約締結後速やかに）
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届（様式第3：事業完了後）
 - ・成果品
 - ・その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

7 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

8 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら本県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者にゆだねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (5) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

令和6年度にコンサルティング支援したキャンプ場一覧

No.	キャンプ場名	支援内容
1	いわきオートキャンプ場DAN	・OTA掲載ページの改修支援 ・予約プランの導入提案
2	ホップガーデンオートキャンプ場	・OTA掲載ページの改修支援 ・予約プランの導入提案
3	天神岬スポーツ公園	・OTA掲載支援
4	もりもりランドかつらお	・現状分析
5	きになるキャンプ場	・OTA掲載支援

様式第1（仕様書6（1）関係）

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ホープツーリズム拡大推進事業（キャンプ場を活用した誘客促進）
- 2 委託料の額
金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

統括責任者通知書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ホープツーリズム拡大推進事業（キャンプ場を活用した誘客促進）
- 2 委託の期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日
- 3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

完了届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
ホープツーリズム拡大推進事業（キャンプ場を活用した誘客促進）
- 2 委託料の額
金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第9 乙は、個人情報漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。
(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。
(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。